

事務局 〒380-0814 長野市西鶴賀町 1570 長野医療生協内 tel:026-234-3307/Fax:026-234-1493

長野市の後期高齢者医療制度 短期証発行の是正を！

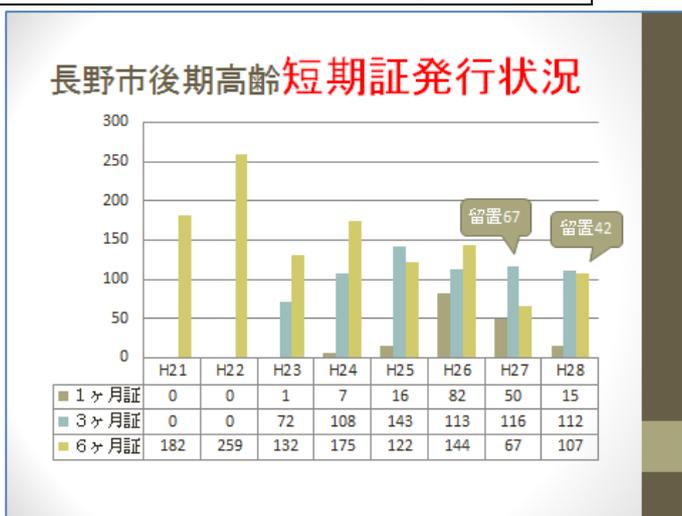
後期高齢者医療制度の短期証発行について 2/7 長野市高齢者福祉課と懇談しました

75歳以上が加入する後期高齢者医療制度は、長野県広域連合が運営していますが、保険料の徴収や保険証の発行は市町村が行っています。長野県保険医協会が県内市町村に行ったアンケート(2017年12月)から、長野市における後期高齢者医療制度で、短期証発行数が他市と比較して非常に多く(長野140、松本0、上田177、飯田18、諏訪23ほか)また1ヶ月証や3ヶ月証などの「超」短期保険証を発行していることがわかったため、是正を求めて長野市高齢者福祉課と懇談を行いました。高齢者福祉課は、他市に比べて発行数が多い点について、今回の懇談ではじめて認識したとのことでした。

H28年度は234人に短期証発行 1ヶ月証15人・3ヶ月証112人 うち留置き42人

長野市高齢者福祉課の回答で、左図のように短期証を発行していることがわかりました。

保険料の滞納は686人(H28)。長野市後期高齢者医療保険加入者の1.2%が滞納していました。短期証を発行する理由について、高齢者福祉課は「分納の約束不履行。完納の見込みがたたない。滞納金額が年額以上等(1ヶ月証)」、「滞納額、支払い能力による。完納に前向きな人(3ヶ月証)」「分納計画をほぼ守っている。完納の見通しがある。滞納額、支払能力による(6ヶ月証)」と回答しました。



しかし、長野県後期高齢者医療広域連合の規則では「納付相談・指導において取り決めた保険料の納付の約束を誠意を持って履行し、滞納額が減少したとき」(規則第16条・一般証の交付)には短期証ではなく正規保険証を交付することとされています。この規則に照らすと長野市の短期証発行理由は厳しいのではないかと伝えました。この点については高齢者福祉課も否定はしませんでした。

保険料の「特別徴収」4万4363人(78.1%) 「普通徴収」1万2458人(21.9%)

後期高齢者医療制度の保険料は年金天引きの「特別徴収」が約8割です。2割の方は「普通徴収」といって天引きではなく自分で支払います。普通徴収の方は年額18万円以下の年金者です。(介護保険料も同じ支払方法。)当然ながら保険料滞納は普通徴収の方が多く、生活の厳しさを予想させます。また、介護保険料の滞納も想像されます。後期高齢者医療制度の保険料を滞納している方に対して、生活困難を抱えているのではないかとという視点をもってほしいことを伝えました。高齢者福祉課は生活支援課(生活保護担当)と連携を行っており、介護保険課との連携も検討するとのことでした。